

秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る準備書に対する 環境大臣意見（概要）

- ・パリ協定に基づき、2030年や2050年に向けた削減を継続的にしっかりと進めていく必要がある。
- ・世界銀行や民間でも大手金融機関が続々と石炭火力からのダイベストメントを決めている。
- ・我が国において、石炭火力発電所の新設・増設計画が多数存在し、我が国の削減目標達成に深刻な支障を来すことが懸念される。
- ・エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）においても、石炭火力は今後高効率化・次世代化を推進するとともに、非効率石炭に対する新設を制限することを含めた、フェードアウトに取り組むことが記載されている。
- ・本事業により新たに排出されるCO₂排出量は年間866万トン程度にも及ぶことから、本事業は環境保全面から極めて高い事業リスクを伴うもの。
- ・世界の潮流に逆行するような地球温暖化対策が不十分な石炭火力発電は是認できなくなるおそれもあり、石炭火力発電に係る環境保全面からの事業リスクが極めて高いことを改めて強く自覚し、2030年度及びそれ以降に向けた本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組への対応の道筋が描けない場合には事業実施を再検討することを含め、事業の実施についてあらゆる選択肢を勘案して検討すること。
- ・とりわけ、2030年度のベンチマーク指標の目標との関係では、こうした具体的な道筋が示されないまま容認されるべきものではなく、目標達成に向けた具体的な方策や行程の確立及び温室効果ガス削減に向けた不断の努力が必要不可欠である。本事業者については、現在高効率のガス火力等を有している本事業者のグループ会社等との共同実施により、2030年度までに同目標の達成を目指すとしているものの、引き続き、その達成に向けた努力が必要不可欠である。

【対経済産業省】

- ・ベンチマーク指標の目標を確実に遵守させること。
- ・ベンチマーク指標における共同実施の評価の考え方について、平成28年2月合意を担保する観点からも可及的速やかに明確化すること。
- ・自主的枠組みの実効性・透明性の向上、参加事業者の拡大及びPDCAの評価基準の明確化、省エネ法及び高度化法の指導・助言、勧告・命令を含めた適切な運用、CCS導入に向けた一層の取組の推進等を行うこと。

総論

- ・石炭火力発電をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。
- ・国内外の状況を踏まえた対応の道筋を描くことにより、本事業を実施する場合には、2030年以降に向けて、更なるCO₂排出削減を実現する見通しをもって、計画的に実施すること。
- ・本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、CO₂の排出削減対策を始め、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。

各論

- ・最新のBAT(B)の高効率の発電設備を導入することから、当該発電設備の運用等を通じて送電熱効率の適切な維持管理を図ること。
- ・省エネ法に基づくベンチマーク指標の2030年度目標達成に向けた確実な遵守及び達成状況の毎年度公表など必要な対応を図ること。
- ・本発電所について、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発等、所要の検討を継続的に行うこと。
- ・パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略など地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、長期的な排出削減対策について所要の検討を継続的に行うこと。
- ・その他、大気環境、水環境及び廃棄物に係る適切な環境保全措置の検討等を求める。